

## 『紋別市の農地利用集積円滑化事業』について

### □農地利用集積円滑化事業の概要

農地利用集積円滑化事業とは、農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から農地の貸付け等について委任（相手を特定しない貸付け等の委任契約）を受けて、その者に代理して貸付け等を行う事業です。紋別市では、農地利用集積円滑化事業のうち、**農地所有者代理事業**を実施します。

農地利用集積円滑化団体	農地利用集積円滑化事業の種類	事業実施区域
紋別市	農地所有者代理事業	紋別市全域

### □農地利用集積円滑化団体の役割

- ・農地所有者との契約内容等に関する協議、委任契約の締結など
  - ・農地の受け手との利用調整や農地の受け手の選定、契約内容等に関する協議など
- ※農地利用集積円滑化団体が実施する農地所有者代理事業に関する事務の一部を**紋別市農業委員会**に委任しています。

### □戸別所得補償制度の規模拡大加算について（農地の受け手が対象）

戸別所得補償制度では、戸別所得補償制度加入者（受け手）が農地を規模拡大した場合、規模拡大加算（2万円／10a）を受けることができます。（注1）

加入者（受け手）が規模拡大加算を受けるには、農地利用集積円滑化事業により、農地を面的集積するために新たな利用権設定をし、経営規模を拡大した場合が対象となります。

#### <規模拡大加算の主な交付要件>

- ・新規に利用権設定が行われたものであること。
- ・存続期間が6年以上の農地利用集積計画に基づいて利用権設定が行われたものであること。
- ・面的集積（連坦化）されていること。
- ・利用権設定に係る農地が農用地区域内であることなど。

### ＝ご注意＝

単なる交換のように農地の効率的な利用を促進すると認められない利用権の設定や農地所有者と農地の受け手が決まっているもの、農地利用集積円滑化団体が利用調整を行ったと実質的に認められない利用権の設定は、規模拡大加算金の対象となりません。

### □農地所有者の委任の申込期限及び申込先

申込期限；平成24年12月31日（水）まで

申 込 先；農地利用集積円滑化団体事務局

### □問い合わせ先

農地利用集積円滑化団体事務局（紋別市産業部農政林務課農業振興係）

又は紋別市農業委員会事務局

電話0158-24-2111（農業振興係 内線254、農委事務局 内線268）